

## 補助金調書

補助金名	老人保健福祉施設整備費補助金 (認知症高齢者グループホーム等防災改修等)			担当課 (連絡先)	保健福祉局高齢社会部介護保険課 (TEL092-733-5452)	
交付先	団体	事業者		区分	建設費に対する補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	2月から3月頃(時期は年により変動する)			
(公募の場合) 応募要件	交付要綱に定める要件を満たしていること。					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	平成21	年度	経過年数	12	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	目的: 高齢者施設等の防災・減対策を推進する施設及び設備等の整備事業の実施により防災体制の強化に資することを目的とする。 補助対象事業: 既存施設へのスプリンクラーの設置, 耐震化改修・大規模修繕, 倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修, 非常用自家発電設備の設置, 給水設備の設置, 多床室における新型コロナウイルス感染拡大防止のための個室化改修					
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	高齢者福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の整備を進めていくことで, 高齢者等の安全が確保されるため					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定額及び定率	【スプリンクラー等整備】 ・スプリンクラー設備 1㎡あたり9,710円(消火ポンプユニット等を設置する場合, 1事業所あたり2,440千円を加算) ・自動火災報知設備 1事業所あたり1,080千円(300㎡未満) ・消防機関へ通報する火災報知設備 1事業所あたり325千円(500㎡未満) 【耐震化・大規模修繕】 1施設あたり15,400千円又は7,730千円(下限800千円) 【非常用自家発電設備の設置】 定員29人以下の施設…1施設あたり7,730千円(下限なし) 定員30人以上の施設…事業費の3/4(下限事業費5,000千円) 【給水設備の設置】 定員29人以下の施設…事業費の3/4(下限なし) 定員30人以上の施設…事業費の3/4(下限事業費5,000千円) 【ブロック塀改修】 事業費の3/4(上限及び下限なし) 【多床室における新型コロナウイルス感染拡大防止のための個室化改修】 1床あたり978千円				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準, 審査基準						
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	10 件	4 件	17 件		
	118,237 千円	19,325 千円	16,150 千円	71,604 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	・認知症高齢者グループホーム1事業所の大規模修繕 ・(地域密着型)特別養護老人ホーム2事業所, 認知症対応型通所介護1事業所, 認知症高齢者グループホーム1事業所, 小規模多機能型居宅介護1事業所の非常用自家発電設備 ・特別養護老人ホーム1事業所, 有料老人ホーム3事業所のブロック塀等改修					
補助金交付 による効果	スプリンクラー等未整備事業所の防火安全対策の強化が図られ, 利用者や介護職員等関係者の安全・安心を確保することができる。					

※1: 金額総額であり, 複数の団体等に交付している場合, 個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお, 当該年度は当初予算額を記載しております。また, 前年度決算額について, 補助額の確定が未了のものは, 交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。